

教職員におけるハラスメントに関する実態調査の結果について

1 集計結果等（令和3年1月26日公表）

【調査実施主体】

滋賀県教育委員会（市町立学校の教職員への調査については、市町教育委員会との共同により実施）

【調査対象】

県立学校および市町立小中学校（義務教育学校を含む。）の全教職員（臨時的任用職員、会計年度任用職員を含む。）

【調査期間】

令和2年11月16日から令和2年12月25日

【各ハラスメントの回答数および割合】

（単位：人・件・％）

回答 総数	ハラスメント有				ハラスメント無		職員数 (概数)	回答率		
	人数	比率	セクハラ 件数	パワハラ 件数	妊娠等 件数	その他 件数			人数	比率
8,087	1,337	16.5%	258	1,195	159	145	6,750	83.5%	13,973	57.9%

2 事後対応（事実確認）の結果について

(1) 聞き取りの状況

- 令和3年1月から、回答者や関係者に電話やメール、対面により聞き取りを実施。

【聞き取り内容】

- ・ 事案の内容
- ・ 現在の状況（校内で対応中、相談中、解決済 等）
- ・ 今後の対応に関する意向確認等

行為者や第三者への聞き取り等の可否、市町教育委員会への情報提供の可否(市町立学校教職員の場合)、ハラスメント防止に向けた意見や考え 等

- 連絡先の記載があった238人全員に対して、まず電話またはメールで聞き取りを行ったところ、既に解決済である、古い話なので情報提供のみに留めたいなど、これ以上の詳細な調査を望まなかった者が205人であった。それ以外の33人の事案については、本人の意向等を踏まえ、行為の相手方や同僚等の関係者から聞き取りを行い、事実確認を実施した。

(2) 事実確認を踏まえて講じた措置

事実確認の結果を踏まえ、1人を懲戒処分（減給10分の1 3か月）※、4人に指導措置（厳重注意）、15人に県教育委員会、市町教育委員会または所属校長から指導・注意を行った。

※令和3年9月7日公表済み

校種別措置一覧

(単位：人)

校種	行為者 人数	措置あり				措置なし		
		懲戒処分	厳重注意	指導・注意	小計	措置不要	継続案件	小計
小学校	10			7	7	2	1	3
中学校	6			4	4	2		2
高等学校	7	1	1	3	5		2	2
特別支援学校	5		3	1	4		1	1
計	28	1	4	15	20	4	4	8

3 再発防止に向けた取組について

- セクシュアル・ハラスメントの防止等指針に「性的指向もしくは性自認に関する偏見」の観点を盛り込むことや、パワー・ハラスメントの防止等指針にパワー・ハラスメントの定義を明示するなど、ハラスメントに係る各指針を改定（令和2年11月）
- 管理職の心構えや事案が発生した場合の具体的な対応を示した管理職向けの対応マニュアルを策定（令和3年3月）
- ハラスメント相談窓口において、臨床心理士による相談日を増やし、弁護士相談を開始するなど、学校や教育委員会以外にも相談できるよう体制を拡充（令和3年度から）
- 県立学校の校長等が「ハラスメントゼロ」を重点項目として、「イクボス宣言」を実施（令和3年度から）
- 初任者や管理職へのハラスメント対応等に関する研修を実施（令和3年度から）
- 中堅教諭等への研修の実施やチェックシート等の活用による職場研修の充実（令和4年度から）
- 「ハラスメントゼロ」への取組を管理職の人事評価項目に追加（令和4年度から）
- 職場の状況を継続的に把握するためのアンケート等の実施（令和4年度から）